

検討資料

自治会会則の改正について

平成30年4月 前沢四丁目自治会

現行の自治会会則は昭和45年（1970年）3月の自治会創立の際に定められ、その後大きな改正はありません。

注一 一字句上の小さな改正以外は次の2点の改正が主なもの

①顧問に関する条項を新設（昭和55年）

②会費を年1,200円から1,500円に（平成3年）

長年の間に、役員選出や会議の運営で、会則と実態に相違がみられるようになり、適切な対応が求められていました。また、自治会の事業についても今日的な課題により対応しやすい条文が求められています。

役員会で、会則改正案を作成しましたので、今年度の総会で提案し、1年間の検討期間を設け、来年の総会で必要な改正をしたいと考えますので、ぜひ、ご検討下さい。

なお、合わせて、会員の資格や年度途中の加入の会費の扱い等に関して、運営細則で定めることとし、案を作成しました。細則は役員会で定めることができるとしましたが、条文化は初めてのことであり、会員のみなさまのご意見を伺いたいと思います。

添付資料

- （1）前沢四丁目自治会会則改正案（新旧対照表）
- （2）前沢四丁目自治会運営細則（新設）
- （3）役員会確認事項（平成29年度第6回役員会－2018.2.25）